

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）」及び
「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件（案）」に係る意見募集について

平成 29 年 6 月 21 日
法務省入国管理局
厚生労働省職業能力開発局

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）は、別表第1において技能実習評価試験を、別表第2において第2号技能実習及び第3号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）をそれぞれ掲げているところ、今般、介護職種に係る技能実習評価試験を追加するとともに、移行対象職種・作業として、介護職種を追加することを検討しています。

また、規則においては、個別の職種分野について、当該職種に係る知見を有する事業所管省庁が一定の関与を行い適正化を図ることができる制度となっているところ、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業（平成29年法務省・厚生労働省告示第4号）に、新たに介護職種を追加することを検討しています。

つきましては、本件に関する御意見を、下記のとおり募集いたします。

なお、お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 御意見募集対象

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件（案）について

2. 御意見募集期間

平成29年6月21日（水）～平成29年7月20日（木）

（郵送の場合についても、募集期間内の必着とします。）

3. 御意見の提出方法

御意見は次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい（様式は自由）。
電話での御意見等については受け付けかねます。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォー
ムへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」
より提出を行ってください。

※ご参考 電子政府総合窓口（e-Gov）<http://www.e-gov.go.jp/>

（2）郵送する場合

〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省職業能力開発局海外協力課法規係宛て

（3）FAXの場合

FAX番号：03-3595-3414

厚生労働省職業能力開発局海外協力課法規係宛て

※FAXで提出される場合には、あらかじめご連絡願います。

海外協力課法規係 03-5253-1111（内線5882）

4. 御意見の提出上の注意

御意見については、件名に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件（案）」について」と明記の上、御提出いただくようお願いいたします。

また、御意見については、御意見の対象とする資料及びその該当部分について必ず明記の上、御提出いただくようお願いいたします。

なお、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・法人の主たる事業所の所在地を記載してください（御意見の内容に不明があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。